

参考資料 3

厚生労働省統計改革工程表の進捗状況等に関する参考資料

令和 6 年10月18日

第 7 回 厚生労働省統計改革検討会

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目次

- 1．ガイドラインの作成とPDCAサイクルの着実な実施
- 2．情報システムの適正化
- 3．組織改革・研修の拡充等
- 4．データの利活用・一元的な保存の推進
- 5．EBPMの実践を通じた統計の利活用の促進

1. ガイドラインの作成と PDCAサイクルの着実な実施

1. ガイドラインの作成とPDCAサイクルの着実な実施

令和5年度下期及び令和6年度上期におけるPDCAによる点検・評価結果（概要）

○令和5年度下期及び令和6年度上期においては、**30調査**を対象に点検・評価を実施。

○点検・評価の結果、調査計画と実査等が整合していなかった事案が**18調査・28件^(注)**見つかった。

- ・計画上の調査方法とは異なる方法で、調査票の配布や回収を行っていた（1件）。
- ・計画上の調査方法とは異なる方法で回答することが可能となっていた（1件）。
- ・計画上と、実際の調査実施期間が乖離していた（1件）。
- ・計画上の調査票の提出期限と、実際に報告者に示していた調査票の提出期限が乖離していた（4件）。
- ・計画上の報告者数に、一部誤記があった（1件）。
- ・計画上の集計事項の中に、未集計や未公表の事項があった（4件）。
- ・計画上の集計事項の中に、誤記や未記載等があった（9件）。
- ・計画上の公表期日より遅れて、調査結果を公表していた（6件）。
- ・計画上の集計事項の一部について、公表期日が未記載等となっていた（1件）。



実査中に発生した不整合
(合計8件(全体28.6%))



集計・公表関係で発生した不整合
(合計20件(全体の71.4%))

集計・公表関係において、計画との不整合が発生しやすいことが判明

注) 一つの統計調査で複数の不整合事案が見つかった場合もある。

1. ガイドラインの作成とPDCAサイクルの着実な実施

令和5年度下期及び令和6年度上期におけるPDCAによる点検・評価結果（今後の再発防止策等）

主な不整合事案	不整合への対応、再発防止策例
集計事項の未集計・未公表 (実際にあったケース： 調査結果（年報）の集計表のうち4表において、集計項目が一部未集計だった。)	【不整合への対応】 ・次回調査からは総務大臣に承認された調査計画どおり集計し、公表済みである過去の集計表についても修正作業を行うこととした。 【再発防止策】 ・当時の調査担当者の判断で集計事項の一部を未集計とした経緯があったことを踏まえ、今後は調査担当者だけでなく上司等も交えて検討した上で、集計事項を変更するとともに、こうした業務プロセスは業務マニュアルにも記載する。
集計事項の誤記載 (実際にあったケース： 調査結果の集計表のうち1表の表題に記載誤りがあり、「令和3年」とすべきところを「令和2年」と誤って記載した。)	【不整合への対応】 ・調査計画変更時に、当該誤記を修正した。 【再発防止策】 ・当時、実質的に担当者1名で調査に係る作業を行っていたことが明らかとなったため、次回調査からは担当者を2名に増やしたほか、調査中に、担当者が1名欠けた場合は、当該担当者が抱えていた業務の内容を上司等が把握し、ダブルチェックを必要とする資料確認等については、当該上司等が欠けた担当者に代わって行うこととした。
調査結果の公表遅延 (実際にあったケース： 調査結果の公表が、承認を受けた期日から約3ヶ月遅延した。)	【不整合への対応】 ・次回調査からは、承認を受けた期日どおりの公表を行うこととした。 【再発防止策】 ・次回調査からはオンライン調査を導入・推進することにより、紙での調査票の提出を減少させることで、データ入力等の業務量を削減する。 ・調査結果の公表に当たって関係部署との調整に時間を要する場合にも対応するため、従前よりも早期に公表資料の作成に着手するよう、作業スケジュールを見直すほか、公表資料作成に対応する職員数も増員する。 ・公表すべき集計表が多いことが遅延要因の一つとなっているため、利活用が少ないとみられる集計事項の削除等の検討を行う。

2. 情報システムの適正化

【参考】厚生労働省統計処理システムの対応方針

○ 厚生労働省統計処理システムについては、以下の対応方針で推進することとしている。

主な観点	対応方針
ドキュメントの適正管理 ① 利用者が自由にデータやプログラムを作成・修正して、設計書等も一元管理されておらず、プログラムやドキュメントの修正履歴等の確認が困難な状態であり、適正な管理へと見直す必要がある	業務面の見直しもセットで推進することによって、ドキュメント・プログラムを適正に管理できる仕組みを構築する
クラウド利用の推進 ② 現状はオンプレミスで構成され、ハードウェアや機能追加を容易には行えず、数年ごとの機器更改が必要であり、この状況を解消する	当初想定していたとおり、現行のオンプレミスからクラウドでの構築を目指す (OSや文字コード、固定長ファイル等の考慮すべき事項は存在するため、詳細については継続検討が必要)
ノンプログラミングツールの活用 ③ 厚生労働省独自の簡易プログラミング言語であるSAMAS・DICS64への技術者の減少に対応し、ノンプログラミングツールの活用を検討する	既存プログラム資産をノンプログラミングツールへ移行する際の課題を踏まえ、当面の対応としてはSAMAS・DICS64を残しつつ、「汎用集計ツール」の活用可能性を含めて、ノンプログラミングツールの導入を検討する
データベース化 ④ 調査票データをテキスト保存していることによる同時更新の制約や、マスク管理・バージョン管理の問題を解消するため、データベース化を検討する	データの分散抑制（データ管理品質の向上）や活用を目的とし、登録データのデータベース化を検討する

3. 組織改革・研修の拡充等

3. 組織改革・研修の拡充等

(1) 統計データアナリスト・統計データアナリスト補研修の受講者数及び認定者数

	受講修了者数						認定者数					達成率	令和8年度末 目標数
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (4月～9月)	計	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (4月～9月)	計		
アナリスト	1	3	3	1	6	14	2	1	2	4	9	90.0%	10
アナリスト補（3コースとも）	1	11	18	20	14	64	7	9	15	4	35	102.9%	34

(2) 統計研修・統計情報処理研修の受講者数

		受講者数				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (4～9月)	計
スキルレベル別研修	Skype配信・集合研修	131	211	232	105	679
	eラーニング研修（※）	(1441)	676	718	265	3100
統計情報処理研修 (UNIX、SAMAS、DICS、C言語、SPSS)	集合研修	60	69	76	72	277

※ 令和4年度以降のeラーニング研修の受講者数は、理解度テストを合格した者の数であり、本省以外の職員を含む。

（令和3年度のeラーニング研修は理解度テストを完備していないことから、令和4年度以降との比較には注意を要する。）

4. データの利活用・一元的な保存の推進

規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）のポイント

（調査票情報の円滑な二次的利用の確保部分）

ウ 公的統計の調査票情報の円滑な二次的利用の確保

総務省及び統計所管府省庁は、学術研究の発展及びE B P Mの推進を図る観点から、**基幹統計及び一般統計等の調査票情報の研究者、各府省庁その他の利用者への提供を迅速化及び円滑化**するため、**必要なリソースを確保の上、以下の措置を講ずる**。具体的な検討に当たっては、統計調査に対する国民の信頼や協力を確保するため、**個人情報等の適切な保護**を確保する必要があることに留意する。

＜光ディスクを利用して調査票情報を提供する場合＞

- a 総務省は、統計所管府省庁の提供の**審査を標準化・効率化**するため、審査の趣旨及び実施方法を明確化するマニュアルの作成並びに利用申出の様式の統一を行い、所要のシステム開発に着手。【令和5年度上期措置】
- b 統計所管府省庁は、提供までに要する期間を令和5年度中に平均1か月以内、令和6年度中に特段の事情がある統計を除き平均1週間以内、かつ、遅くとも4週間に短縮。【令和5年度措置又は6年度措置（一部7年度措置）】
- c 総務省は、研究者等向けの一元的な相談窓口を設置し、研究者等のサポートを実施。必要に応じ、統計所管府省庁に対し、個別の処理状況の確認、迅速化の要請等の措置を講ずる。【令和5年上期措置】
総務省は、**統計所管府省庁の審査状況を一元的に管理**し、その概要を公表し、必要に応じて、統計所管府省庁に対して適時に助言や所要の情報システムの開発の着手その他所要の措置を講ずる。【令和6年上期措置】

規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）のポイント（続き）

（調査票情報の円滑な二次的利用の確保部分）

<リモートアクセスによる提供の早期実現化>

- d 総務省は、調査票情報の提供について、**リモートアクセスの実証実験を開始**。【令和5年7月末までに措置】
相当数の総務省所管統計について、リモートアクセスによる提供を開始。【令和5年度中に措置】
統計所管府省庁の**全ての所管統計**について、**リモートアクセスによる提供を可能にする**。【令和7年度措置】
総務省は、リモートアクセスの設計等の際、利用サーバー等のオンサイト施設との共通化を検討。【令和6年度措置】

<その他>

- e 総務省は、審査の標準化及び効率化徹底の観点から、**審査体制の一元化**を検討。【令和5年度検討・結論】
- f 総務省は、研究者等の二次的利用の円滑化等のため、公的統計に関するメタデータの整理を加速し、関係する全てのデータの機械可読化推進のための**リソースの確保を含む工程表**を作成。また、リモートアクセスによる調査票情報の提供の工程表も作成。【令和5年上期措置】
- g 総務省は、複数の調査票情報を回答者ごとに連結して多様な分析を行うことを可能とする観点から、諸外国の状況を踏まえ、関係府省庁の協力も得つつ、**回答者を紐付ける方策**について検討。【令和5年度検討・結論】
- h 総務省は、**地方が作成する統計の円滑な二次的利用**を図るため、地方自治体に対し、aからgまでの国の取組を周知し、必要に応じて要望。また、その求めに応じて、地方が作成する統計をリモートアクセスによる提供の対象とすることも検討。【令和5年度措置】

調査票情報の提供早期化のための取組

○事前相談

- ・ 厚生労働省HPに、申出様式の記載例を掲載。
→申出者の必要書類の作成を支援、審査の効率化
- ・ これまで審査期間のウエイトを大きく占めていた「申出者が提供を希望する調査項目ごとの必要性の確認」について、「申出者が研究目的達成のために申し出た全ての調査項目を変数として利用する」旨を申出様式に記載した場合は、原則として調査項目ごとの必要性の確認を省略。（記載例としても提示）
→申出者の負担軽減、審査の簡略化
- ・ 主たる結果表（集計様式や分析出力の様式等（グラフや図を用いたイメージでも可））を添付（1～数枚程度）することで足りることを明確化。
→申出者の負担軽減、審査の簡略化

○申出の承諾手続き

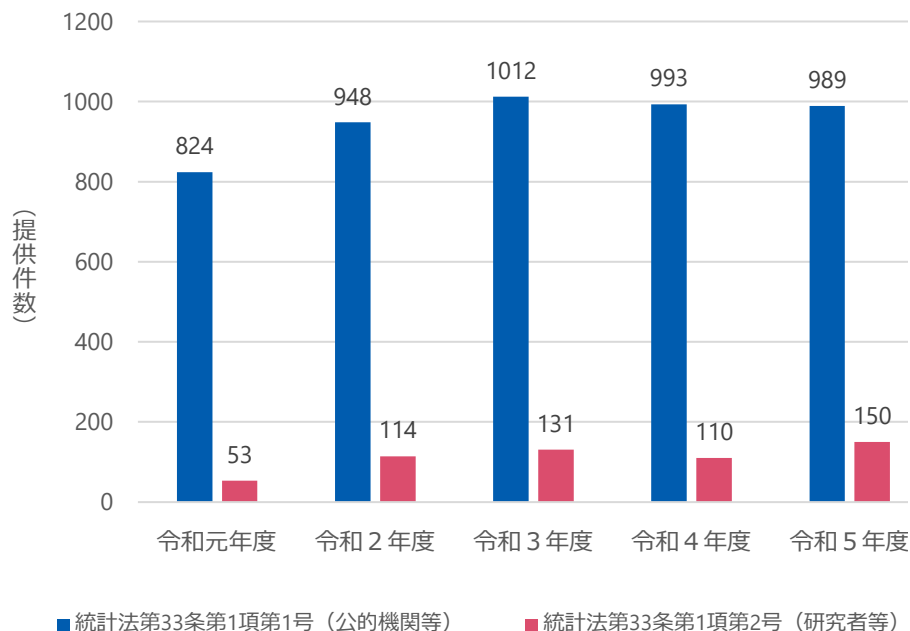
- ・ 訓令を改正し、決裁を効率化（部局長決裁を課室長決裁に変更）。
→申出から承諾までの手続きにかかる時間を短縮

○データ提供

- ・ 「研究目的達成のために申し出た調査項目」については、原則として個々のデータの必要性を問わず全ての項目を提供。
→案件ごとの提供データが概ね統一化され、職員による提供データ作成期間を短縮

調査票情報の提供件数等の推移

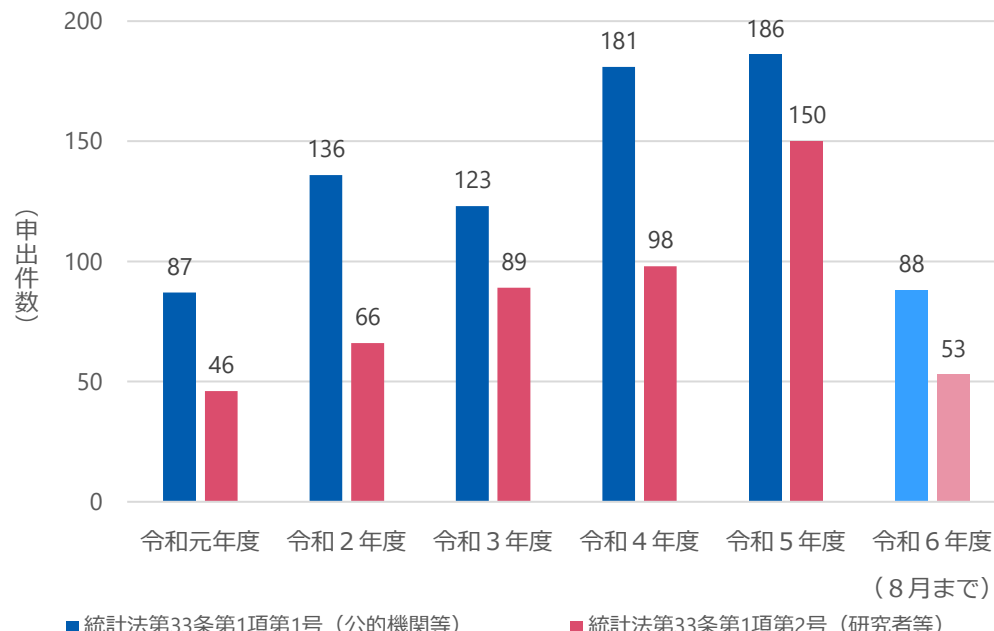
調査票情報の提供実績（省全体）



（資料出所）総務省『統計法施行状況報告』（各年度）

- （注）1. 厚生労働省が所管する基幹・一般統計について、統計調査別に提供した件数を合計（例1つの申出に3統計調査の提供依頼があれば3件と計上）。
2. 各年度に利用を開始したもので、変更申出を含まない。

調査票情報の利用申出件数（統計部局所管統計）



（資料出所）厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）審査解析室

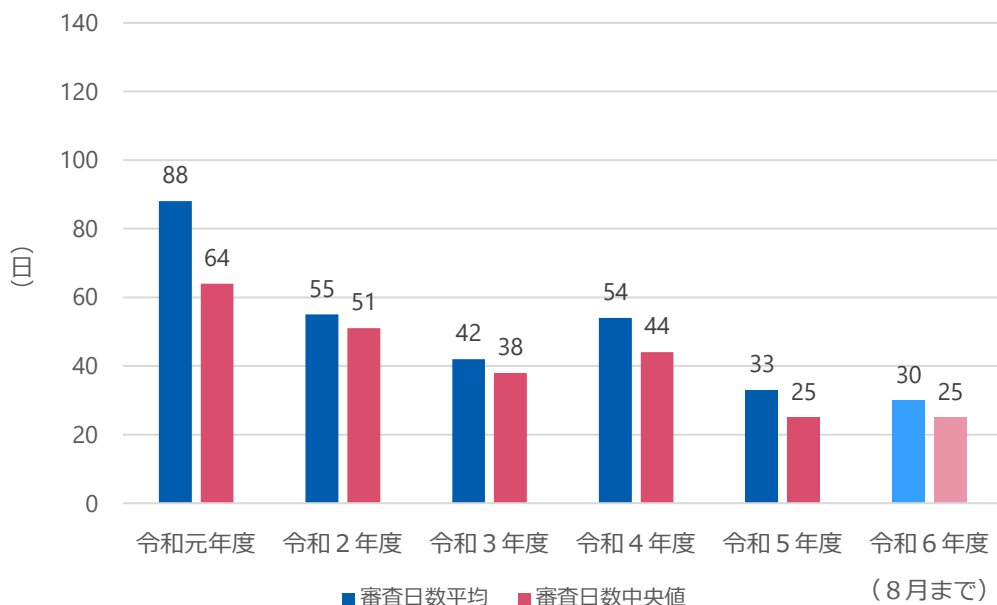
- （注）1. 政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）が所管する基幹・一般統計に関する申出件数。
2. 各年度に利用を開始したものの他、変更申出を含む。
3. 行政運営資料の作成等を目的に、自治体が調査票情報を用いる際の申出を、定期的に受け付け、まとめて審査を行っているが、当該申出に係る件数は含めていない。

調査票情報利用申出に係る審査日数の状況①

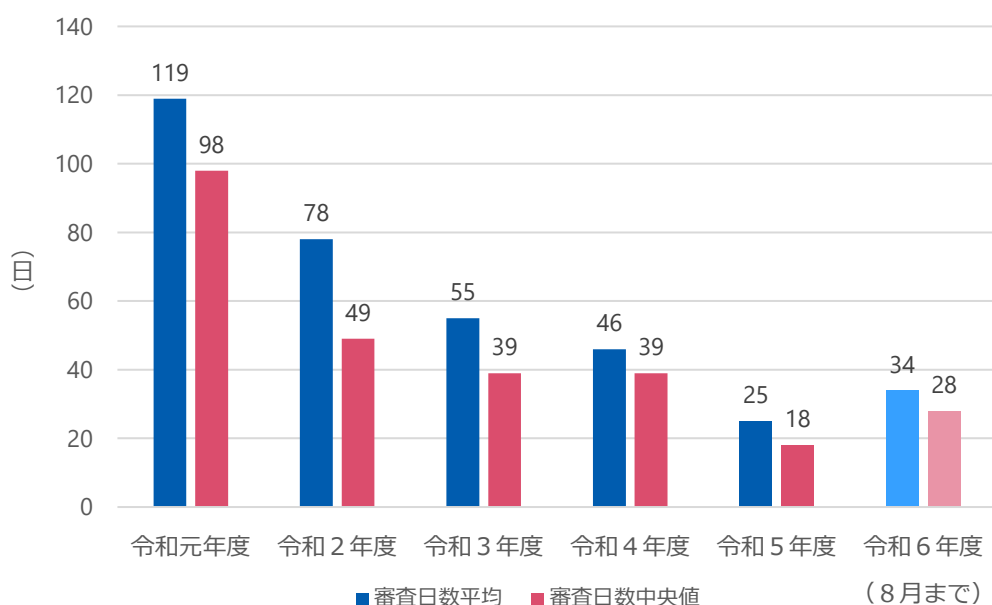
調査票情報の利用申出（統計部局所管統計）に係る申出1件当たり審査日数

（事前相談の開始から承認日までの暦日の日数）

統計法第33条第1項第1号（公的機関等）



統計法第33条第1項第2号（研究者等）



（資料出所）厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）審査解析室

（注）1. 政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）が所管する基幹・一般統計に関する申出1件当たりの審査日数。

2. 各年度に利用を開始する申出の他、変更申出を含む。

3. 行政運営資料の作成等を目的に、自治体が調査票情報を用いる際の申出を、定期的に受け付け、まとめて審査を行っているが、当該申出に係る申出分は含めていない。

4. 事前相談の開始から承認日までの暦日の日数であり、申出者が修正等に要した日数の他、閉庁日を含む。

5. 審査継続中の申出分は含めていない。

調査票情報利用申出に係る審査日数の状況②

調査票情報の利用申出に係る申出1件当たり審査日数

※令和6年2月以降に事前相談を開始し令和6年8月までにデータ提供を行ったもの

※事前相談の開始からデータ提供日までの日数（閉庁日及び申出者が修正等に要した日数を除く）

上段：平均値 下段：中央値	新規申出全体	統計法第33条 第1項第1号 （公的機関等）	統計法第33条 第1項第2号 （研究者等）
		厚生労働省全体	
	19日 16日	18日 15日	20日 19日
うち、統計部 局所管統計	14日 13日	15日 12日	14日 13日

（資料出所）厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）審査解析室

（注）1. 厚生労働省が所管する基幹・一般統計に関する申出1件当たりの審査日数。

2. 「うち、統計部局所管統計」は、政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）が所管する基幹・一般統計に関する申出1件当たりの審査日数。

3. 令和6年2月以降に事前相談を開始し令和6年8月までにデータ提供を行ったものであり、変更申出を含まない。

4. 行政運営資料の作成等を目的に、自治体が調査票情報を用いる際の申出を、定期的に受け付け、まとめて審査を行っているが、当該申出に係る申出分は含めていない。
この他、地方自治体等が同じ目的で毎年継続的に行っている申出も含めていない。

5. 事前相談の開始日からデータ提供日までの実質的な審査日数であり、申出者が修正等に要した日数及び閉庁日は控除して計算している。

厚生労働省調査票データ等整備実施計画

厚生労働省調査票データ等整備実施計画

令和6年3月決定

令和6年9月改定

政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）

【整備実施計画の基本的な考え方】

- 学術研究の発展及びEBPMの推進を図る観点から、調査票情報の円滑な二次的利用を確保することは重要であり、これまで統計法（平成19年法律第53号）第33条第1項の規定に基づく対象者からのニーズに応じ調査票情報の提供に対応している。
- 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和5年3月28日閣議決定。以下「基本計画」という。）及び「規制改革実施計画」（令和5年6月16日閣議決定）では二次的利用手続の迅速化・円滑化等が求められており、総務省において手続に用いる情報システムを構築するところ（令和7年1月稼働予定）である。
- 今般の整備実施計画は、今後、当該情報システムを活用して二次的利用手続を実施する統計調査を位置づけるもの。全ての統計調査について整備できることが望ましいものの、二次的利用に関するこれまでのニーズ（実績）及び統計調査業務に従事する職員体制等※を踏まえ策定する。
- ※ 基本計画では、「総合的な品質の高い公的統計」を提供することを目指しており、統計調査はそれぞれの課題等に向き合い、品質の高い統計を作成・継続していく必要もあるため、職員体制には十分配慮する必要がある。
- なお、整備される情報システムの具体的仕様及び今後の二次的利用に関するニーズ等を踏まえ、整備実施計画の見直し等を行うものとする。

（令和6年度）

【整備実施計画に位置づける統計調査について】（詳細は別紙参照）

- 情報システムを通じた二次的利用のための資料作成及び調整等は、政策統括官付審査解析室（以下「審査解析室」という。）が主体となり、外部委託も活用しつつ、統計調査を所管する課室の負担に配慮して進める。統計調査を所管する課室は、審査解析室からの求めに協力する。
- 審査解析室において確保している予算の範囲において、二次的利用に関する過去の提供実績件数※や、符号表・レイアウトの有無等を考慮して整備実施計画を策定する。

※ 過去5年間で1件以上を目安（当省全体の平均は12件。人口動態調査の実績（約3,600件）を除いた平均（含めた場合は37件））

【整備実施計画に位置づけない統計調査について】

- 整備実施計画に位置づけない統計調査については、引き続き、従前の方法によって二次的利用の申出に対応する必要がある。この際、手続に疑義等があれば審査解析室に相談する等し、迅速・円滑な手続となるよう努める。

（令和7年度）

- 整備される情報システムの具体的仕様及び今後の二次的利用に関するニーズ等を踏まえ、情報システムを通じた二次的利用に取り組む統計調査を検討する。また、令和6年度に整備した統計調査における新たな年次等の追加方法については情報システムの仕様を踏まえ検討する。

整備実施計画に位置付けた統計調査名

【情報システム上で、事前相談からリモートアクセス環境でのデータ提供まで可能とする調査】

- 人口動態調査
- 医療施設調査
- 患者調査
- 病院報告
- 受療行動調査
- 福島県患者調査
- 社会福祉施設等調査
- 介護サービス施設・事業所調査
- 国民生活基礎調査
- 21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）
- 21世紀出生児縦断調査（平成22年出生児）
- 21世紀成年者縦断調査（平成14年成年者）
- 21世紀成年者縦断調査（平成24年成年者）
- 中高年者縦断調査
- 毎月勤労統計調査
- 雇用動向調査
- 労働経済動向調査
- 労働組合実態調査
- 雇用の構造に関する実態調査
- 賃金構造基本統計調査
- 就労条件総合調査
- 労働安全衛生調査
- 労働災害動向調査
- 賃金引上げ等の実態に関する調査
- 地域保健・健康増進事業報告
- 社会保障・人口問題基本調査（出生動向基本調査）
- 国民健康・栄養調査

【情報システム上で、事前相談、申出手続きまで可能とする調査（データ提供は従来どおりCD-R）】

- 薬事工業生産動態統計調査
- 社会保障生計調査
- 被保護者調査
- 社会保障・人口問題基本調査（出生動向基本調査以外）
- 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査
- 所得再分配調査

オンサイト施設への登録状況

	基・一般	令和6年8月末の登録状況	※令和元年1月～ 令和6年6月19日 利用実績件数
1 人口動態調査	基幹	平成13年～令和4年	8 件
2 医療施設調査	基幹	平成14年、17年、20年、22年～30年、令和元～4年	—
3 患者調査	基幹	平成14年、17年、20年、23年、26年、29年、令和2年	—
4 国民生活基礎調査	基幹	平成4年～令和4年(平成22年以前の間中年除く。令和2年は調査中止) ※ 昭和61年～平成21年(既登録済み平成4年、7年、10年、13年、16年、19年を除く)は登録手続き中	4 件
5 毎月勤労統計調査	基幹	(全国調査) 令和2年～4年 ※ 令和元年は登録手続き中 (特別調査) 令和4年	—
6 賃金構造基本統計調査	基幹	平成13年～令和5年	13 件
7 薬事工業生産動態統計調査	基幹	平成28年、29年	—
8 国民健康・栄養調査	一般	平成12年～30年 ※ 昭和63年～平成11年、令和元年は登録手続き中	1 件
9 病院報告	一般	令和元年～4年	—
10 介護サ～ビス施設・事業所調査	一般	令和元年～3年 ※ 令和4年は登録手続き中	—
11 社会福祉施設等調査	一般	令和4年	—
12 21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)	一般	第1回～第15回	1 件
13 21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)	一般	第1回～第12回	1 件
14 21世紀成年者縦断調査(平成14年成年者)	一般	第1回～第14回	—
15 21世紀成年者縦断調査(平成24年成年者)	一般	第1回～第11回	1 件
16 中高年者縦断調査	一般	第1回～第18回	1 件
17 就労条件総合調査	一般	平成29年～令和4年 ※ 令和5年は登録手続き中	—
18 医薬品・医療機器産業実態調査	一般	平成27年度～令和3年度	—
合計			30件

5. E B P Mの実践を通じた 統計の利活用の促進

令和6年度のEBPMの実践について(取組方針)

内閣官房行政改革推進本部事務局の取組方針(令和6年1月30日内閣官房行政改革推進本部事務局)

- 予算事業で行っている**行政事業レビュー**において、「**基礎的なEBPM**」を実践する。
- **行政事業レビューシート**を「過去の事実の説明」のみならず、**政策立案や予算要求という将来に向けての「意思決定」の一環として積極的に活用する。**
- 画一的なやり方をあてはめるのではなく、**事業の性格を踏まえたメリハリをつける等、合理的・効率的なやり方で行政事業レビューシートの作成を行う。**
- 政策効果の分析等については、現場で対応できないような**高度に学術的なものをもとめるものではない。**
- 各府省は、自律的に行政事業レビューシートの品質管理を進め、事業の改善に向けた職員の意識改革・行動変容を促すため、**府省内で優良事業改善事例の選定・表彰を行う。**
- 行政事業レビュー以外の政策プロセス（規制の立案・改善、税制改正プロセスにおける税制当局への説明や各種計画・施策パッケージ等の立案・見直し）においても、EBPMの手法を活用する。

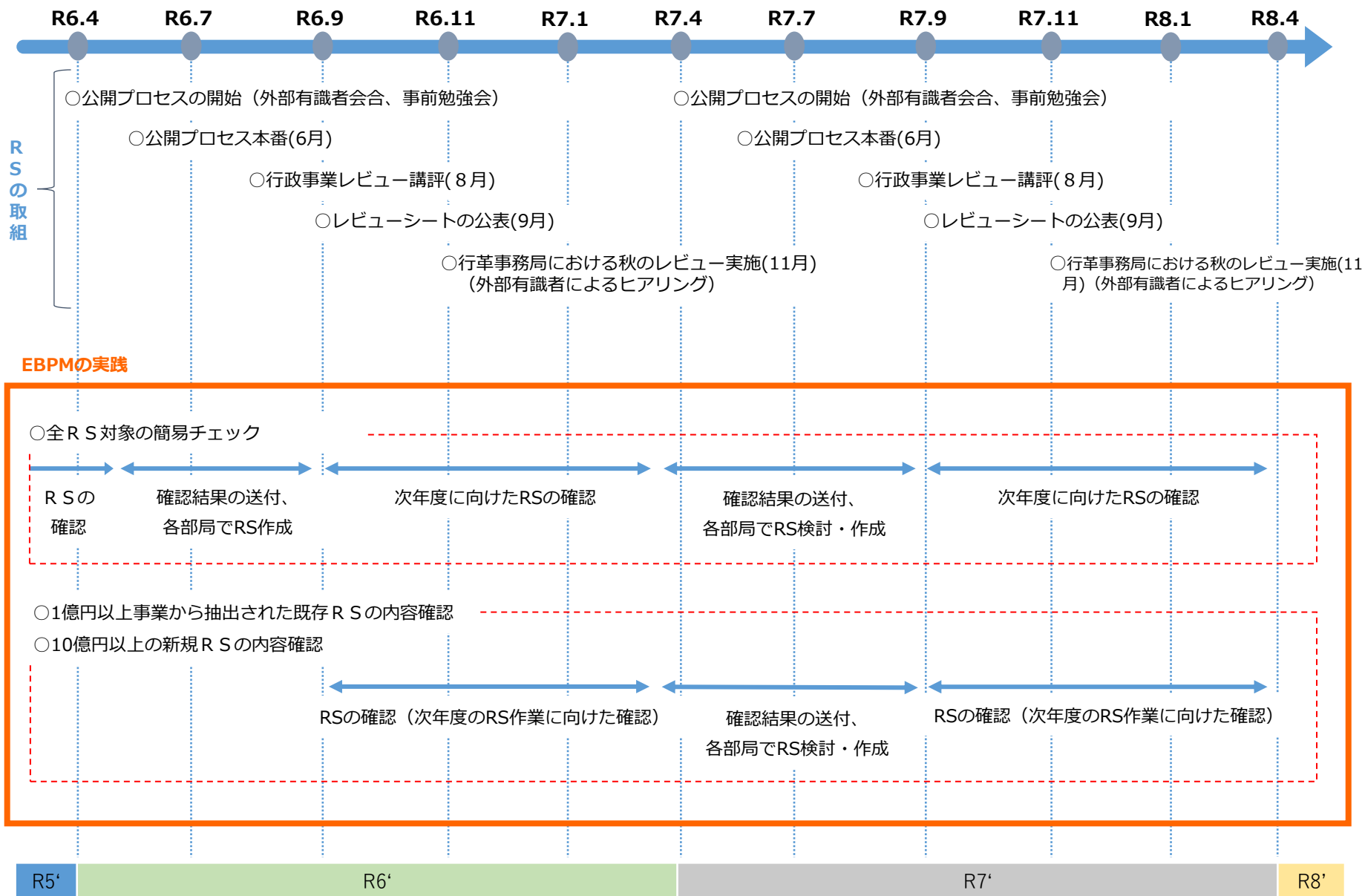
厚生労働省における令和6年度の取組方針

- 各種政策プロセス（政策の立案・評価・見直し）において「**基礎的なEBPM**」を実践し、より効果的な政策の立案・改善に努める。特に、予算事業については**行政事業レビューシートを活用し「基礎的なEBPM」の実践を進める※1**
 - ① 全ての行政事業レビューシートについて、品質管理を進める。特に、令和6年度に作成する予算要求に向けたレビューシートに関して
 - ・ 「現状・課題」欄の記述が「あるべき姿」や「ありたい姿」と現状とのギャップを明確にしており、「具体的な課題」もデータ等を踏まえて記述されているか。
 - ・ 「長期アウトカム」が、上記課題を踏まえ「どのような状態がその事業の目的を達成した状態だと考えているのか」が明確となるような設定がされているか。といった観点を主なポイントとして品質向上に努める。
 - ② さらに、来年度に向け、確認結果を踏まえた行政事業レビューシートの見直しを進める。
 - ③ 既存事業に関しては概算要求額が1億円以上の事業の中から100事業程度、新規事業に関しては10億円以上の事業を対象に、翌年度に向けた専門家による詳細な内容確認を行い、事業所管部局は当該内容確認の指摘事項を踏まえたレビューシートの見直しを行う。
- 優良事業改善事例の選定・表彰など、その他の取組について、行革事務局の方針に沿って対応していく。
- 過年度のEBPM実践事業については、ロジックモデル等の内容を更新するなどして取組を継続する※2。

※1 行政事業レビューシートを活用し基礎的なEBPMを実践する担当者を対象に、5月から6月に「EBPM実践担当者研修」を必須研修として開催

※2 令和5年度に実践事業に選定された事業については、令和7年度までフォローアップを実施

参考 E B P Mの実践のスケジュール



E B P Mの推進に係る若手・中堅プロジェクトチームについて

設置の目的・概要

- E B P Mの実践を通じた統計の利活用を推進し、厚生労働省職員が統計データに係る分析手法を習得できるようにするため、政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）に E B P Mの推進に係る若手・中堅プロジェクトチーム（以下「若手チーム」という。）を令和元年12月27日に設置した。
- チーム長は政策企画官、チーム長代理は政策立案・評価推進官を充て、省内で E B P Mに関心のある者等有志からチーム員が構成される。
- E B P Mの取組が進んでいない労働、福祉分野を中心に分析等を実施し、分析結果をレポートや白書、審議会資料等に活用することを目指す。

実績・今後の活動予定

令和2年度の実績】

- 令和2年度においては、10名のメンバーが参加し、3つのサブチーム（①働き方改革、②女性のキャリアと子育て、③障害者雇用）を設置した。
- 障害者雇用（令和3年5月11日公表）を厚生労働省HP等で掲載し、その後記者勉強会を実施し、「週刊社会保障」6月21日号に掲載、内閣府行政改革推進本部事務局のメルマガにて7月5日に配信を行った。

【令和3年度の実績】

- 令和3年度においては、25名のメンバーが参加し、6つのサブチーム（① 医療費・医療保険、②働き方改革・労働基準、③子ども・雇用均等、④生活困窮者、⑤障害者雇用、⑥人材開発）を設置した。
- 時間外労働の上限規制（令和3年12月27日公表）、生活困窮者自立支援制度（令和4年4月11日公表）を厚生労働省HP等で掲載し、「週刊社会保障」6月6日号に掲載した。

【令和4年度の実績】

- 令和4年度においては、42名のメンバーが参加し、同一労働同一賃金（令和5年1月16日公表）を厚生労働省HP等に掲載した。

【令和5年度の実績】

- 令和5年度においては、43名のメンバーが参加し、テーマごとに分析作業を実施。

【令和6年度の活用内容・今後の予定】

- 令和6年度においては、42名のメンバーが参加し、テーマごとに分析作業を実施中。
- 部局内の若手・中堅職員の参加について、今後とも協力をお願いしたい。

労働政策研究・研修機構との連携

- 若手チームの活動を推進するため、（独）労働政策研究・研修機構（以下「JILPT」という。）と連携し、「E B P Mセミナー」を開催。
 - 令和2年度第1回 令和2年8月6日 演題：「男性の育休と育児の現状～今後のE B P Mに向けて～」（JILPT）
 - 令和2年度第2回 令和2年12月23日 演題：「最低賃金引き上げによる賃金・雇用への影響 中間報告」（若手チーム）等
 - 令和3年度第1回 令和3年8月5日 演題：「健康と労働政策」に関連した報告（JILPT）
 - 令和3年度第2回 令和4年3月24日 演題：「公共職業訓練（離職者訓練）とE B P M」（JILPT）等
 - 令和4年度第1回 令和4年9月16日 演題：「非正規雇用と同一労働同一賃金」（JILPT）
 - 令和4年度第2回 令和5年3月3日 演題：「同一労働同一賃金の効果検証」（若手チーム）等
 - 令和5年度第1回 令和5年12月21日 演題：「ハローワークにおけるマッチングの状況について」（若手チーム）等
 - 令和6年度第1回 令和6年4月17日 演題：「雇用調整助成金の効果検証について」（JILPT）等
- 今後も引き続き、労働分野に関連したテーマを取り上げ、実施予定。